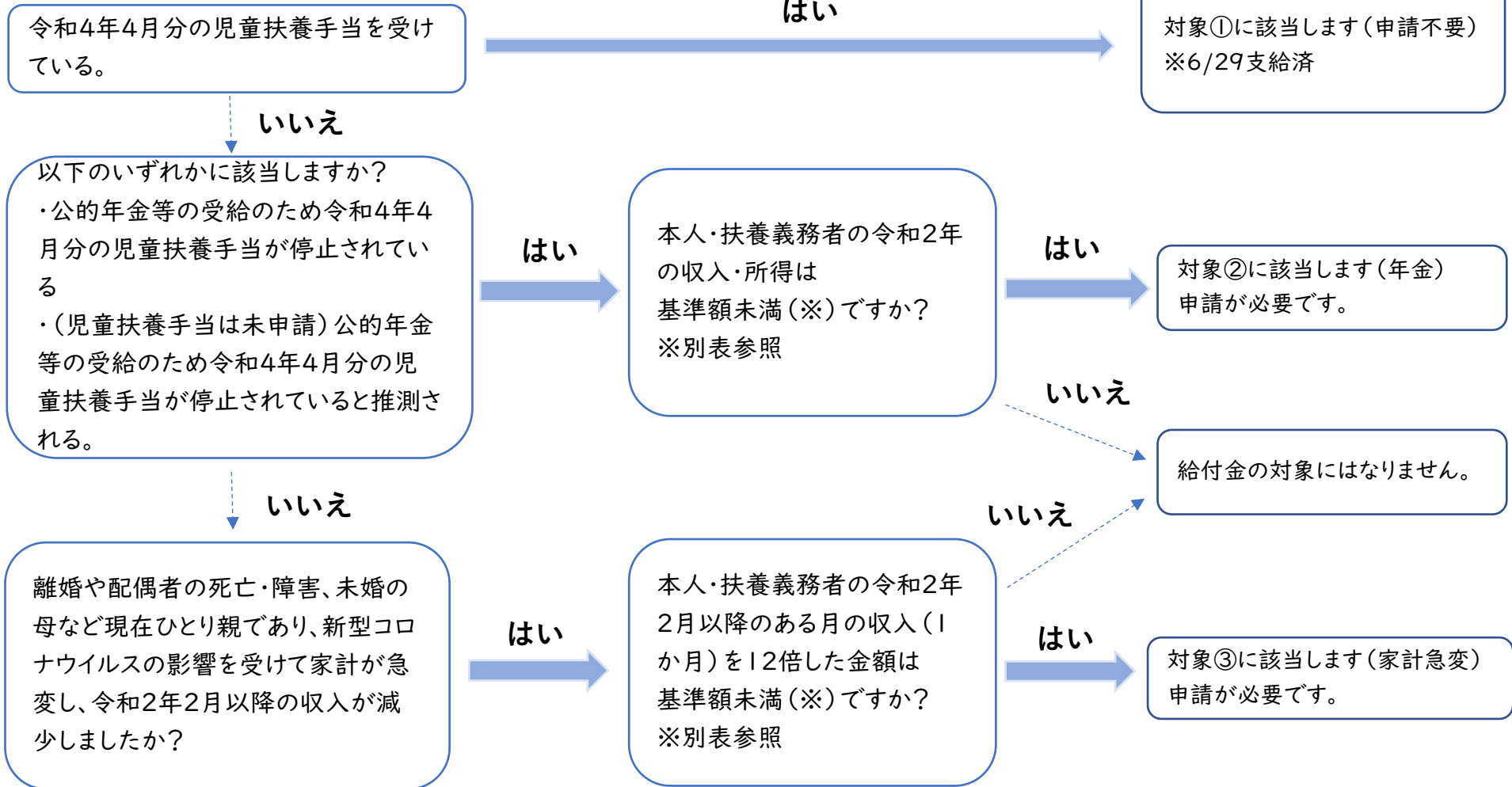


<フローチャート>

対象となる方

- ①児童扶養手当法上の「ひとり親」であること（離婚・死別・未婚の母・父母以外の養育者等）
- ②平成16年4月2日以降に生まれた児童がいる（障害がある児童の場合は20歳未満）

スタート



<収入・所得基準額表>

②（公的年金受給者）及び③（家計急変）の対象者の収入または所得の基準となる額は次のとおりです。②の対象者については令和2年中の収入または所得が、③の対象者は令和2年2月以降の任意の1か月の収入または所得を12倍にした額が、基準額を下回っている必要があります。

【収入の基準額】

| 扶養親族等の数 | 支給対象者 | 扶養義務者 |
|---------|------------|------------|
| 0人 | 3,114,000円 | 3,725,000円 |
| 1人 | 3,650,000円 | 4,200,000円 |
| 2人 | 4,125,000円 | 4,675,000円 |
| 3人 | 4,600,000円 | 5,150,000円 |
| 4人 | 5,075,000円 | 5,625,000円 |

※4人以降は1人つき475,000円加算されます。

【所得の基準額】

| 扶養親族等の数 | 支給対象者 | 扶養義務者 |
|---------|------------|------------|
| 0人 | 1,920,000円 | 2,360,000円 |
| 1人 | 2,300,000円 | 2,740,000円 |
| 2人 | 2,680,000円 | 3,120,000円 |
| 3人 | 3,060,000円 | 3,500,000円 |
| 4人 | 3,440,000円 | 3,880,000円 |

※4人以降は1人つき380,000円加算されます。